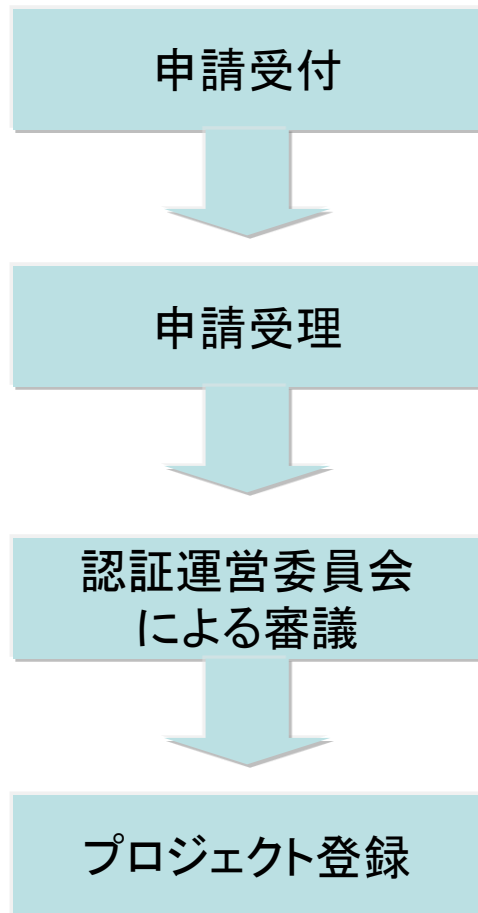


オフセット・クレジット(J-VER)制度 申請書作成にあたってのポイント

アウトライン

- オフセット・クレジット(J-VER)制度申請手続の概要
- プロジェクト種類別の申請書作成のポイント
 - 森林管理プロジェクト
 - 化石燃料から木質バイオマスへの燃料代替プロジェクト
 - 廃食用油由来バイオディーゼル燃料の車両利用プロジェクト

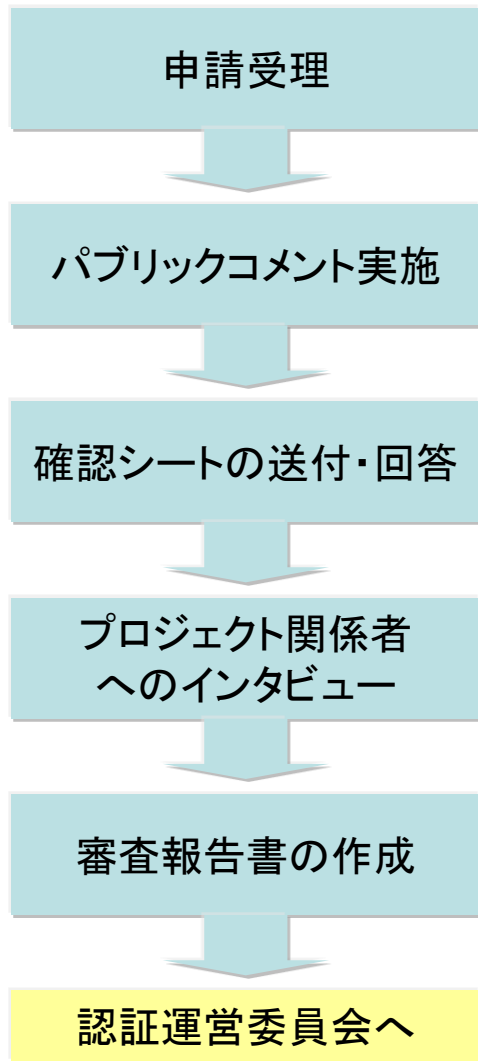
オフセット・クレジット(J-VER)制度申請手続の概要



- 申請書は随時受付。申請書及び添付書類を準備の上、①郵送用書類・②審査用資料・③公開用資料の3種類提出。審査用資料及び公開用資料は電子データで提出する必要あり。
- 必要な書類が揃い、手数料振込が確認された時点で申請書を受理したと判断される。なお、手数料振込に際し、請求書が必要な場合は事前に事務局に電子メール等で依頼する必要がある。
- 事務局において申請内容についての適格性基準への整合性等を審査(バリデーション)し報告書を作成。その内容を認証運営委員会で審議する。
- 認証運営委員会で承認されれば、プロジェクトが登録される。なお、申請は随時受付に変更されたが、概ね1ヶ月に1回開催される認証運営委員会のタイミング次第では、申請書受理後、登録まで約40営業日以上かかる場合があるので要注意。プロジェクトの登録に当たっては別途手数料が必要。

申請書受理後の審査ステップ

約
40
営業
日



- 申請書受理後、パブリックコメント(1週間)を実施
- その結果を踏まえ、審査員(バリデーターチーム)による確認事項や質問事項をとりまとめた確認シートを申請者に送付し、回答して頂く。
- 指摘事項等は①是正要求事項(CAR)、②明確化要求事項(CL)、③証拠書類提示依頼事項(Ref)に分類され、Ref以外は申請書やモニタリング計画書を加筆修正する必要がある。
- 書面によるチェック後、プロジェクト関係者にインタビューして、最終的な内容確認を行う。ちなみに指摘事項をすべてクリアしないとプロジェクト承認されないため、指摘事項が無くなるまで委員会で審議されないため注意が必要(40営業日以上かかることになる)。
- 審査員は上記の審査内容を取りまとめた審査報告書(バリデーションレポート)を作成し、申請者は最終版の申請書及びモニタリング計画書を提出する。

申請書等作成にあたっての留意点

申請書

- 申請書に記載した事項と証拠書類をもとに適格性基準を立証する必要がある。
 - オフセット・クレジット(J-VER)制度はプロジェクト種類別の基準(適格性基準)を満たせば追加性を立証したとみなされる。また、ISO基準で審査するため、適格性基準を満たすことを証拠書類を使って説明する必要がある。
 - オフセット・クレジット(J-VER)制度は、認証プロセスの効率化を目的とし、申請書審査(バリデーション)段階では現地調査を実施せず、現地写真や装置等の写真を参照して机上審査することになっているため、わかりやすい写真や図面を添付する必要がある。

モニタリング計画書

- モニタリング計画書はクレジットの品質を担保するモニタリング手法を選択し、計画どおり実行できるかを提示する必要がある。
 - 基本的に方法論に記載されたモニタリングポイントをモニタリングガイドラインに従って手法を選択し、その内容を記載すれば問題ない。
 - モニタリングガイドラインに記載されていない独自手法を用いる場合は、科学的根拠など必要な文献などを用いて同等水準以上の精度を持ってモニタリング可能であることを証明する必要がある。

申請書見本が欲しい場合は...

- 気候変動対策認証センター(4CJ)のウェブページ (<http://www.4cj.org>)にパブリックコメント実施時の申請書等や認証運営委員会で承認された申請書等を掲載。



気候変動対策認証センター - Windows Internet Explorer

http://www.4cj.org/jver/anken02.html

オフセット・クレジット (J-VER) 案件一覧

● プロジェクト登録状況

| 登録日 | プロジェクト名 | ポジティブリスト | 方法論 | クレジット発行見込 [tCO2/年]* | 関係書類 | プロジェクト登録番号 |
|-----------|---|----------|------------|---------------------|----------------------------|------------|
| H20/12/19 | 高知県木質資源エネルギー活用事業A (国内排出削減プロジェクトからのVER認証・管理試行事業) | 0001 | JAM-0001 | 1,076 | 審査結果概要 申請書 モニタリング計画書 | 0000 |
| H20/12/19 | 高知県木質資源エネルギー活用事業B | 0001 | JAM-0001 | 2,692 | 審査結果概要 申請書 モニタリング計画書 | 0001 |
| H21/07/01 | 北海道4町連携による間伐促進型森林づくり事業 | 0002-1 | JAM-0002-1 | 8,584 | 準備中 | 0002 |
| H21/07/01 | 住友林業株式会社社有林管理プロジェクトI (宮崎事業区山瀬地区) | 0002-2 | JAM-0002-2 | 1,795 | 準備中 | 0003 |
| H21/07/01 | 高知県森林吸収量取引プロジェクト | 0002-1 | JAM-0002-1 | 1,019 | 準備中 | 0004 |

*申請者が提出した申請書中にある年度平均の発行見込量

◆ トップページを開く ◆ オフセット・クレジット (J-VER) 制度ページを開く
✕ ページを閉じる

森林管理プロジェクト

森林管理プロジェクト申請書のポイント①

- 参加者情報
 - 森林所有者、森林管理組合等ステイクホルダー間で調整の上、代表者・プロジェクト事業者・J-VER取得者を記入。
- プロジェクト活動の概要①
 - プロジェクト活動
 - **プロジェクトの目的及び内容** (本プロジェクトの目的、及び本プロジェクトにおいてどのような森林管理・施業を行うかについて記述する)
 - **プロジェクト実施前の状況** (森林の現況、森林タイプ別、樹種別、齢級別の面積と蓄積等について情報を表などにまとめ説明する。また間伐対象林についても上記と同様の表と文章を作成する。なお、説明には数値を用い、具体的に説明する。また、小班毎の写真(**空中写真可**)で立木密度・幹の形状・下草の状況等を確認できるようにしておく)
 - **排出削減・吸収の手段** (対象林において、施業計画に基づいた施業の方針について主伐実施間隔、間伐実施間隔、植栽樹種、定量／定性、間伐率等の内容を数値を用いて具体的に説明する)
 - 採用技術
 - チェーンソー等の伐採等の施業実施に必要な機具の記載は不要だが、モニタリング時の面積や樹高の測定に必要な設備・機器について具体的な機器名称、メーカー、型番等の情報を記入。

森林管理プロジェクト申請書のポイント②

- プロジェクト実施場所
 - 住所(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する)
 - 概要(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、巻末に記載する資料を適宜添付する[緯度・経度等の位置情報を含んだ森林計画図(オルソ画像があれば添付)])
- プロジェクト活動の概要②
 - プロジェクト期間及びクレジット期間
 - 2007年度に実施した間伐対象地も算定対象となるが、クレジットの発行は2008年度からになることに注意。
 - 想定吸収量
 - 算定根拠をモニタリングプランで提示すること。
 - モニタリング報告の頻度
 - 現時点で想定している報告の頻度を記入。あくまで予定なので事後に変更可。
 - 補助金
 - 証拠書類の名称を記入し、「プロジェクト申請方法について」に記載されている添付資料一覧に従い、補助金交付通知書等を添付する。
 - 他制度への申請の有無
 - 自治体等の同種の制度に対する申請の有無を記入。
 - 備考
 - プロジェクトの排出削減・吸収量に影響を与えうるリスク要因(例えば森林火災、気象災害、病虫害など)を特定し、影響の軽減措置を記述すること。

森林管理プロジェクト申請書のポイント③

- 適格性基準の適用
 - 条件1(森林法の対象林)
 - 森林法の対象森林であることを森林施業計画書等で説明する。また、当該プロジェクトが森林法第5条又は第7条の2のいずれに該当するか明記する。
 - 条件2(施業計画及びバンドリング条件)
 - 森林経営活動が森林施業計画単位で申請されていることを森林施業計画(変更分を含む)の申請書、認定書の写しにより説明する。森林施業計画図・現況写真等により対象林分の位置を確認し、森林施業計画内に収まっていることを説明する。
 - 適用される方法論がJRAM 001(間伐促進型)の場合で森林施業計画の中から間伐対象地のみを抽出する場合は、プロジェクト参加者が所有又は管理する土地以外の土地も含め、当該森林施業計画内において、クレジット発行対象期間内に土地転用が計画されておらず、間伐対象地以外の土地で主伐が計画されている場合は当該主伐後に適切な更新がなされること、モニタリング・検証にあたって当該森林施業計画全体の伐採届・造林届を提出することなどの条件を満たしていることを説明する。
 - 間伐方法及び間伐率、主伐後の植栽方法等が適切であることを説明する。また、市町村が定義する間伐のみが対象となっていることを説明する。
 - 2008年4月1日以前の施業林分を対象とする場合は、森林施業計画及び過去の伐採届等で説明する。算定根拠をモニタリングプランで提示すること。
 - 条件3(永続性)
 - 森林経営活動が森林施業計画単位で申請されていることを森林施業計画(変更分を含む)における長期の方針により説明する。
 - 保安林の適用の有無についても説明する。

森林管理プロジェクト申請書のポイント④

• 方法論の適用

– 適用するガイドライン等

- モニタリング方法ガイドラインに従い選択した方法とその理由を記載するとともに、独自手法やデータを用いる場合は、証拠書類等を用いて説明する。

– ベースラインシナリオ

- プロジェクトが実施されなかった場合の状態を記入例に従って記入する。
- ベースラインシナリオの特定: 森林施業計画通りに施業を実施しない可能性に関する情報については、森林施業計画の変更に該当する事項は含まれないことに留意。
- GHG排出・吸収源の特定やデータ使用等に関するチェックボックス: 基本的に方法論に記載されている事項以外に思い当たる追加的な排出源やプロジェクト対象地外での吸収減・排出増につながる活動がなければ、チェックするだけで記入事項は不要。
- 備考(モニタリングポイント設定の考え方): モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)のⅡ-9頁以降に記載されているモニタリングポイント(地位を特定するためのプロット設置箇所)の設定方法を参考に、プロジェクト対象地の実情を考慮した具体のモニタリングポイントの設置方法について記述すること。プロジェクトの対象地(各小班)を網羅した全体地図(例えば、等高線の入った森林計画図)に、モニタリングポイントを○印で明記したものを準備する。林小班＝モニタリングポイントでないことに注意。

森林管理プロジェクト申請書のポイント⑤

• その他

– 関連する許認可及び関連法令

- モニタリング方法ガイドラインに記載されている 森林・林業基本法、森林法、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)、種の保存法、鳥獣保護法、騒音規制法、景観法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、環境影響評価法等の関連法令のうち、該当するものについて記述する。また該当しない場合はその旨記述する。

– ステークホルダー(森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等)のコメント

- 適用される方法論がJRAM001(間伐促進型)の場合で森林施業計画単位での申請でない場合や、プロジェクト実施場所における森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等のうちプロジェクト事業者・参加者として申請していない者がいる場合には、本プロジェクトに参加する森林所有者で、今回間伐を実施しない森林の所有者による永続性を担保(制度終了後10年間是不適切な主伐や土地転用を行わない)するために実施した、説明会等の証拠を提示する。

– その他特記事項

- プロジェクト活動を行う森林における生物多様性保全のための取組等について自由に記述することができる。

森林管理プロジェクト申請書のポイント⑥

添付書類一覧

- ポジティブリストの条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。
なお、説明に使用した資料は、「プロジェクト申請方法について」に従い、資料番号を明記すること。
 1. プロジェクト代表事業者のパンフレット
 2. プロジェクト対象地が含まれている、市町村等に認定された森林施業計画の写し
 3. 森林認証を受けている場合は、それを示す書類
 4. 植林プロジェクトの場合は、植林後に森林法第5条の森林となることが証明できる書類
 5. プロジェクト対象の森林について、緯度・経度等の地理的情報を含んだ森林計画図(オルソ画像があれば添付)
 6. プロジェクト対象の森林の写真
 7. 小班ごとに森林の概要(立木密度、幹の形状、下草の状況など)が明確に分かる写真、もしくは森林の概要に関する同等の情報が得られる資料(空中写真等)を添付すること。
 8. プロジェクトの対象となる森林を管理している主体の組織図(会社案内等)
 9. プロジェクト申請書において、吸収・排出量の算定に用いたパラメータ等を引用した資料(文献)
 10. 補助金を受給している場合は、受給を証明できる書類
 11. 方法論JRAM 001を使用するプロジェクトについては、プロジェクト対象地に含まれない森林所有者がいる場合は、間伐を実施しない森林所有者の永続性を担保(制度終了後10年間は主伐を行わない)するために実施した、説明会等の証拠
 12. モニタリングポイントの位置図
 13. その他、本文で引用・参照している証拠等の資料

森林管理プロジェクト申請書のポイント⑦

• FAQ

- 方法論JRAM002(持続可能な森林経営)は、90年以降の間伐・主伐・植栽が対象となり、その施業実施の証拠書類として伐採届や造林届を確認することになっているが、文書が保存されていないケースが多い。バリデーション審査時には、現地写真(空中写真を含む)で林地の現状を確認できることを前提とした代替証拠書類は下記の通りである(信頼性の高い順)。
 1. 補助金の申請書
 2. 伐採届、森林施業計画実行調査整理簿、補助金給付の書類
 3. 施業委託の書類
 4. 古い森林計画、社内の計画書類。
- 永続性の担保に関わる土地転用の定義とその取扱いについて
 - 転用は、土地利用区分が森林から農地や開発地(宅地等)へ変わること。例えば、林業用の路網(幅3m程度)を整備する場合、森林から他の土地利用への転用には該当しない。一般的な概念として、土地登記上の変更があった場合が転用にあたる。従って、一般道及び農道は土地転用となる。
 - 林道開設については、森林整備の推進に必要なものであること、対象森林の面積に比べて十分に小さいと考えられることから、その排出量は計上しないこととする。
 - なお、クレジット発行対象期間内に林道開設が予定されている土地は、土地転用には該当しないが、申請対象から除外しておく必要がある。

化石燃料から木質バイオマスへの燃料代替プロジェクト (E001～E003)

- 参加者情報

- 参画する各ステイクホルダー間で調整の上、代表者・プロジェクト事業者・J-VER取得者を記入。

- プロジェクト活動の概要①

- プロジェクト実施前の状況について

- プロジェクト実施者は、「プロジェクトで使用するバイオマスは未利用（放置、廃棄等）」、「木質バイオマスが消費される燃焼施設の燃料は、プロジェクト実施前には化石燃料を使用していたこと」について、具体的に説明すること。
- プロジェクト実施前の設備種類、設備個数、燃料等の情報について説明すること。

- 排出削減・吸収の達成手段

- 使用する設備、技術内容やその工程、使用燃料（木質バイオマスの種類等）の情報、排出削減の仕組み及び代替する化石燃料（例：重油、石炭など）について記述する。

化石燃料から木質バイオマスへの燃料代替プロジェクト申請書のポイント②

– 採用技術

- プロジェクトで使用する設備(破砕機、ペレタイザー等)について、記載する。
- 木質バイオマス燃料を消費する燃焼施設(ボイラー、ストーブ等)についても同様に記載する。

【記載すべき情報の例】

プロジェクトで使用する設備・機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等。

– プロジェクト実施場所について

- 未利用材の発生場所
 - 未利用材の収集・**保管場所(雨ざらしになってないか)**
 - 木質バイオマス燃料製造場所
 - 木質バイオマス燃料を消費する場所
- 等について、実施場所が特定できる住所、地図等を示す。

– プロジェクト期間について

- 原則としてプロジェクト期間の開始日は、原則バイオマスボイラー(又はストーブ)導入年月日。複数個所に導入の場合、最も早期に導入した年月日を記入する。
- 原則として2008年3月以前であれば、J-VERがなければプロジェクトの継続が困難であることを証明する必要がある。(2008年4月以降であれば問題ない)
- クレジットの期間は2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定する(**ペレットストーブは販売時がクレジット開始**)。

化石燃料から木質バイオマスへの燃料代替プロジェクト申請書のポイント③

• 適格性基準の適用

– 条件1

【既存設備利用の場合】

- 代替される燃料は、化石燃料(購入伝票)
- 木質バイオマス(建築廃材等)その他CO₂を排出しない燃料を使用してはいなかったことを証明
- バイオマスボイラー(又はストーブ)導入前にはどのような設備を使用していたかを明示。

【新規導入の場合】

- プロジェクトがなければ使用していた設備および化石燃料を特定し証明する。
- または、使用が想定される化石燃料のうち最も排出係数の小さいものを使用

– 条件2

- 使用される木材は国産材であること。
- 外材が混合する場合には比率及び把握方法が確認できること
- 使用される木材は未利用であること。
 - 未利用証明書(林地残材以外)、放棄の写真等(林地残材)等で確認

– 条件3

【ボイラーの場合】

- 採算がない／低いということが、証明できること(例えば下記の方法によって証明する)
 - 木質バイオマス単価 > 化石燃料単価であるか？
 - 投資回収年数 ≥ 3年であるか？
 - 木質バイオマス製造単価 > 木質バイオマス販売単価であるか？

【ストーブの場合(アンケート調査(全数)実施の場合は、調査票の提出も併せて必要)】

- ストーブ使用者の参加意思について確認できること、**代替する使用燃料**

– 関係する許認可について

- 木質バイオマス製造・加工施設の設置や、ボイラー設置等に係る、必要な許認可・届出等が適切に実施されているか？

【燃料が木質ペレットの場合】

- 燃焼灰を廃棄物として処理する場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処理されているか？

化石燃料から木質バイオマスへの燃料代替プロジェクト申請書のポイント④

• モニタリングプラン

- モニタリングガイドラインに記載されていない独自手法を用いる場合は、科学的根拠など必要な文献などを用いて同等水準以上の精度を持ってモニタリング可能であることを証明する必要がある。
- ベースライン排出、プロジェクト排出それぞれについて、方法論に示された対象となる排出活動、排出源(設備等)、温室効果ガスの種類を適切に記述する。
- ベースライン排出量で考慮する排出活動は以下の通り。
 - 燃焼施設における化石燃料の使用
- プロジェクト排出量で考慮する排出活動は以下の通り。
 - 未利用木質バイオマスの運搬
 - チップ化・ペレット化など事前処理(化石燃料)
 - バイオマス固形燃料化処理(電力)
 - 木質バイオマス燃料の運搬における化石燃料使用
 - (混焼の場合)バイオマス燃料燃焼施設での、化石燃料(補助燃料)使用
- **モニタリング方法**
 - **モニタリングはJIS規格などに準拠して実施すること。例えば、サンプリングに関してはJIS M 811(サンプリングに関する規格)、含水率の測定に関しては木材チップの水分試験方法などがある。**

– 算定式について

- 方法論を参照し、削減量の算定式及び値を記入する。
- 方法論の算定式で使用されているパラメータが全て列挙されているか確認。
【一部のパラメータを除外する場合】
その旨の説明が必要
(例えば「同一都道府県内において未利用材を収集運搬するため、収集運搬に伴うGHG排出は算定から除外する」など)
【独自パラメータや独自の算定方法を使用している場合】
→その妥当性を専門家ヒアリング等によりチェックする。
- 算定式について排出削減量の算定の前提条件を記載する。

化石燃料から木質バイオマスへの燃料代替プロジェクト申請書のポイント⑥

添付書類一覧

- プロジェクト代表事業者、その他プロジェクト参加者のパンフレット等
- プロジェクトで使用する木質バイオマス燃焼機器(ボイラー、ストーブ)の仕様書
 - 規模、効率等が分かるもの(機器のパンフレット等でも良い)
- 【プロジェクトが実施されなければ使用されていた燃焼機器の効率に、デフォルト値を使用しない場合】
 - ・ プロジェクトが実施されなければ使用されていた燃焼機器(ボイラー、ストーブ)の仕様書
 - 規模、効率等が分かるもの(機器のパンフレット等でも良い)
- 【補助金を受給している場合】受給を確認できる書類
 - ・ 化石燃料を使用していたことが確認できる書類
 - 化石燃料の使用状況等を示す燃料調達計画や購入伝票等
- 【林地残材を使用する場合】
 - ・ 当該木質バイオマスが投棄されていたことを示す写真等
- 【林地残材以外を使用する場合】
 - ・ 未利用証明書
 - 様式は任意。ポジティブリスト解説に例示があるので参考にして作成する。
- 【ボイラーの場合で、採算性が低いことを条件3(1)で証明する場合】
 - ・ 木質バイオマス及び木質バイオマス使用前に使用していた化石燃料の購入単価
 - 木質バイオマスの購入単価、木質バイオマスの単位発熱量、化石燃料の購入単価、化石燃料の単位発熱量
- 【ボイラーの場合で、採算性が低いことを条件3(2)で証明する場合】
 - ・ 投資回収年数の計算方法と、計算に用いたデータを示す書類
 - 初期投資額(ボイラー導入費用等の設備投資額、補助金額)及び、運転経費(化石燃料購入単価、木質バイオマス購入単価及び想定年間バイオマス消費量、人件費等)の根拠を示し、計算方法を示した上で、投資回収年数を算出する。
- 【ボイラーの場合で、採算性が低いことを条件3(3)で証明する場合】
 - ・ 木質バイオマスの販売単価、及び、木質バイオマス(チップ、ペレット等)の製造単価を示す書類
 - ・ 木質バイオマスの製造に係る、原料搬出、原料運搬(製造者が負担する場合)、チップ・ペレット等への加工施設の運転経費、チップ・ペレット等の運搬経費(製造者が負担する場合)等、製造単価の算出に必要な根拠データを示すこと。
- 【ストーブの場合】
 - ・ 木質ペレットストーブの使用者に対して、①オフセット・クレジット(J-VER)制度への参加意思、②木質ペレットで代替される化石燃料の種類、について確認したことを示す書類(計画でも良い。)
→ストーブ使用者へのアンケート調査結果等が想定される。
- 【許認可・届出等が必要な場合】
 - ・ 許認可等のために提出した書類、許可証明書

廃食用油由来のバイディーゼル燃料 の車両利用プロジェクト

・ 参加者情報

- ①廃食用油の収集事業者、②バイオディーゼル燃料の製造事業者、③バイオディーゼルの車両(発電機等のディーゼルエンジン機器追加予定)での使用者のいずれかが特定されている(複数可)こと
- 代表事業者は、その中のいずれかの事業者であること。

・ プロジェクト活動の概要①

- プロジェクト活動

- ・ **プロジェクトの目的及び内容**(本プロジェクトの目的を、①温室効果ガスの排出削減面(軽油代替による温室効果ガス排出削減、想定される年間排出削減量など)、②その他の社会的便益面(リサイクル推進、地域での資源有効利用等)について記述する)
- ・ **プロジェクト実施前の状況**(①廃食用油の処理状況、②車両燃料として軽油を使用していることやその運行状況について記述する)
- ・ **排出削減・吸収の手段**(本プロジェクトにおいてどのように①廃食用油の収集を行なうか、②バイオディーゼル燃料の製造を行なうか、③バイオディーゼル燃料を車両で使用するかについて記述する)

- 採用技術

- ・ プロジェクトで使用する①バイオディーゼル燃料の製造設備、②バイオディーゼル燃料を使用する車両について、機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載する。

廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両利用プロジェクト申請書のポイント②

- プロジェクト実施場所
 - 住所（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。また、バイオディーゼル燃料の製造場所と給油場所が異なる場合には、いずれも記述する。）**※廃食用油の収集範囲なども明記すること。**
 - 概要（プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。）
- **プロジェクト活動の概要②**
 - プロジェクト期間、クレジット期間
 - プロジェクト期間は、バイオディーゼル燃料製造機を導入した日など、プロジェクト活動を始めた日からとする（2008年4月1日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明する）
 - クレジット期間は**品質規格が適合と判断した時点を開始時期とし**、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定する。
 - 想定排出削減量
 - 算定根拠をモニタリングプランで提示すること。
 - 補助金
 - 証拠書類の名称を記入し、「プロジェクト申請方法について」に記載されている添付資料一覧に従い、補助金交付通知書等を添付する。
 - 他制度への申請
 - 国内クレジット制度や海外のVER制度等、類似制度への申請の有無を記入。（ダブルカウントを避けるため）

• 適格性基準の適用

- 条件1(バイオディーゼル燃料の原料)
 - ①廃食用油の由来、②由来元での従来の使用(廃棄)方法等を記述し、エネルギー利用がされていなかったこと、主に植物性の廃食用油であることを**証拠書類(どのようなものが適切かは検討中)**をもとに説明する。
- 条件2(バイオディーゼル燃料の精製方法)
 - ①バイオディーゼル燃料の製造方式、②利用する触媒、③洗浄方式等を記述し、エステル交換方式またはエステル化方式であることを説明する。
- 条件3(代替される燃料)
 - ①バイオディーゼル燃料を使用する車両、②従来使われていた燃料を記述し、代替される燃料が軽油であることを説明する。
- 条件4(バイオディーゼル燃料の品質)
 - 軽油と混合しないバイオディーゼル燃料の場合、全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会の協議会規格に適合するものであることを説明し、**検査成績書等**を添付する
 - 混合比率5%以下のバイオディーゼル軽油混合燃料の場合、揮発油等の品質の確保等に関する法律において、①製造者が特定加工業者として登録されていること、②精製したバイオディーゼル軽油混合燃料が品質規格に適合するものであることを説明し、関連資料を添付する。
 - **20%(現在、京都市のみ)など経産省の特例措置を受けて適法のものがある場合は、品質に問題ない旨を証拠書類を使って説明すること(検討中)。**

適格性基準の適用

－ 条件5(バイオディーゼル燃料を使用する車両)

- バイオディーゼル燃料を使用する車両の特定方法を説明し、特定車両リスト(車両ナンバー等で識別)を添付する
- 公道を走行する車両の場合、備考欄に「バイオディーセル燃料の併用使用」のある自動車検査証コピーを添付する
- 公道を走行する車両で、軽油と混合しないバイオディーゼル燃料を使用する場合、国土交通省「高濃度バイオディーセル燃料等の使用による車両不具合防止のためのガイドライン」に基づいた車両整備、メンテナンスを行なうことを説明し、車両整備結果、メンテナンス計画等を添付する
- 公道を走行しない特定特殊車両の場合、オフロード法(特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律)において当該機器がバイオディーゼル軽油混合燃料で認定**(B5での認定のみ、B100は対象外)**されたことを説明し、関連資料**(車両型式情報及びメーカーヒアリング議事録[型式届出番号、及びB5で機器認定されたこと])**を添付する。
- **ディーゼルエンジン機器(ポジティブリストに追加予定)の場合、製造番号、メンテナンス方法に関する資料を添付する。**

－ ベースラインの特定

- ①廃食用油の処理について、②車両の利用燃料についての側面から、プロジェクトが行われなかった場合に起きたであろう状況を記述する。

－ 備考

- **BDF製造装置が故障するリスクへの対応方法や軽油価格が高騰した場合のリスクへの対応方法等について記述。**

• その他

－ 関連する許認可及び関連法令

- バイオディーゼル燃料製造の副生成物であるグリセリンを廃棄する場合、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に従って処理されていることを説明し、関連資料（産業廃棄物管理票等）を添付する
- 洗浄排水の処理を行う場合に、「下水道法」「水質汚濁防止法」等の関連法令にしたがっていることを説明し、関連資料（水質検査証等）を添付する
- その他の法令についても、必要に応じて順守状況を説明し、関連資料を添付すること。例えば消防法による危険物保管（メタノール、バイオディーゼル燃料、グリセリン等が該当）、廃棄物処理及び清掃に関する法律による廃食用油の有償引取りを行なう際の廃棄物収集・運搬許可等）

－ 環境影響評価

- 法令で定められていない場合は省略可。

－ 住民説明会の実施状況

- 法令で定められていない場合は省略可。

● 添付書類一覧

- 申請にあたり下記の一覧にまとめた添付資料については、一覧で記述した名称と提出用のファイル名を整合させる。
- 下記一覧の「添付資料番号XX」の場合、ファイル名を「添付XX_その他、本文で引用・参照している証拠等の資料.pdf」等として申請書と一緒に提出する。
 - 1 プロジェクト代表事業者のパンフレット
 - 2 車両特定リスト(従来の燃料種類も記載すること) **+ 軽油購入伝票**
 - 3 車両メンテナンス計画
 - 4 ※ 車両整備結果(適格性基準 条件5を満たすことを証明する資料)
 - 5 バイオディーゼル製造設備概要資料
 - 6 廃食用油の収集計画 **+ 性状が植物性の配色用油である証拠**
 - 7 ※ バイオディーゼル燃料の検査成績書(品質規格への適合を示す資料)
 - 1-P 【関連する許認可及び関連法令がある場合】許認可等のために提出した書類、許可証明書
 - 1-S 【補助金を受給している場合】補助金交付通知書(または同等の資料)
 - 2-V 【公道走行しない特定特殊車両の場合】当該車両がバイオディーゼル軽油混合燃料で認定された証跡
 - 5-E※【洗浄排水を公共用水域等に放出している場合】水質検査証等、遵法を示す資料
 - 5-G※ 【グリセリンを廃棄している場合】グリセリンの廃棄証明(産業廃棄物管理票等)
- ※ プロジェクト計画段階での申請であり、「※」のついた資料が準備できない場合は、準備状況を示す資料を提出し、実施後の資料は検証段階で提出すること